【東淀川区北部地域包括支援センターのご案内】

1 指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)を提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人 井高野福祉会		
代表者氏名	理事長 村上 圭子		
法人所在地	大阪市東淀川区井高野3丁目1番58号		
(連絡先)	電話:06-6349-3417 FAX:06-6349-7748		

- 2 ご利用者への指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)提供を 担当する事業所
 - (1) 事業所の所在地等

事業所名称	東淀川区北部地域包括支援センター
指定介護予防支援事業所	大阪市指定 第2703000022号
番号	
事業所所在地	大阪市東淀川区井高野2丁目1番59号
(連絡先)	電話 06-6349-5001 FAX 06-6349-5002
管理者	東田 卓也

事業所の通常の事業実施地域(東井高野、井高野、大隅西、大隅東、小松の各小学校区域)

【地域詳細】大阪市東淀川区井高野1丁目~4丁目、北江口1丁目~4丁目、南江口1丁目~3丁目、相川1丁目~3丁目、小松1丁目3番・4番(一部を除く)・5番(一部を除く)・7番(一部を除く)・8番~18番、2丁目~5丁目、瑞光2丁目5番の一部・6番~13番、3丁目~5丁目、大隅1丁目~2丁目・上新庄3丁目19番の一部・20番~22番

(2) 事業の目的及び運営方針

○事業の目的

・指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)の提供にあたっては、ご利用者の意思 及び人格を尊重し、ご利用者の日常生活の自立のため介護予防の効果的かつ自立を最大 限に引き出すための支援を行い、利用者の立場に立って介護予防サービス及び介護予 防・生活支援サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確 保されるように介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと を目的とします。

〇運営方針

- ・ 当事業者は、ご利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができる ように配慮します。
- ・当事業者は、利用者の心身の状況やおかれている環境などに応じて、ご利用者やご家族の 意向などを基に、保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ 効率的に提供されるよう配慮し、また医療サービスとの連携に十分に配慮します。
- ・当事業者は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立つとともに、ご利用者に提供される介護予防サービスなどが特定の種類または特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- ・当事業者は、提供する介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)の質の評価を行い、 常にその改善を図ります。
- ・当事業者の運営にあたっては在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日~土曜日(ただし年末年始 12月30日~1月3日までを除く)
- ・営業時間 午前9時~午後19時まで (だだし、土曜日・祝日は、午後17時30分まで)

- (4) 事業所の職員体制及び職務内容
 - ○事業所の職員体制
 - ・管理者(常勤) 1名
 - ・介護予防サービス計画及び介護予防ケアプラン作成者(常勤 5.5 名以上・非常勤 2 名以上) (資格)保健師、看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、介護支援専門員
 - ※ 配置人員数に関しましては、業務状況に応じて上記人員より増員されることもあります。

○職務の内容

- ・管理者は、所属職員を指揮監督し、指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む) の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- ・介護予防支援計画作成者は、利用者からの相談に応じ、及び利用者がその心身の状況や 置かれている環境などに応じて、本人や家族の意向を基に、介護予防サービス及び介護 予防・生活 支援サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類・内容等の計画を作 成するとともに、適切なサービス提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者 等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 3 指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)の内容、利用料・その他の費用について
 - 指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)の内容
 - ①介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの作成
 - ②介護予防サービス事業者等との連絡調整
 - ③サービス実施状況の把握、評価
- ④利用者状況の把握
 - - ⑥要支援認定申請に対する協力、援助
- ⑦相談業務
- ・①~⑦の業務の一部を、大阪市地域包括支援センター運営協議会において認められた居宅介 護支援事業者に委託することができます。
- 提供方法

別紙に掲げる「指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)業務の実施方法等について」を参照ください。

・料金(令和6年4月1日現在)

		介護予防支援(※1)	第1号介護予防支援事業(※1)	
・1ヶ月あたりの料金		4, 915円	4, 915円	
(参考)	下記①②の内1項目未実施に よる減算後の料金	4,870円	4,870円	
	下記①②の内2項目未実施に よる減算後の料金	4,826円	4,826円	
	①業務継続計画未実施減算(※2)			
	②高齢者虐待防止措置未実施 減算			
・初回加算		3, 336円	3,336円	
・委託連携加算		3,336円	3,336円	

※1 介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、ご利用者の自己負担はございません。ただし、介護予防支援については、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなる場合には前記の料金をいただきます。(その際、料金支払い時に事業者が発行するサービス提供証明書を、後日東淀川区役所の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。)

※2 令和7年3月31日まで1年間の経過措置期間があります。

利用料金の変更

今後、介護報酬の改定があった場合、変更された額にあわせてご利用者様の利用料金は変更します。その内容について、文書にて通知します。

4 その他の費用について

ご利用者の居宅等が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。

5 ご利用者の居宅への訪問頻度のめやす

職員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

- ・職員が居宅等に訪問する頻度の目安は少なくとも3月に1回、 また、下記に掲げる要件を設けた上でモニタリングを行う場合は、少なくとも2期間(6月)に1回、訪問します。
- ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することについて利用者の同意を得ること。
- ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者 の合意を得ていること。
- ①利用者の状態が安定していること。
- ②利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。
- ③テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス 事業者との連携により情報を収集すること。
- ※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、 職員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 利用料、その他の費用の請求および支払方法について

- ① 利用料、その他の費用の請求
- ・利用料、その他の費用はご利用者負担のある支援業務提供毎に計算し、ご利用のあった月の 合計金額により請求いたします。
- ・請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月(請求月)末日までにご利用者あてお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
- ② 利用料、その他の費用の支払い
- ・利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合の上、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。
 - (ア) 事業者指定口座への振込(銀行、郵便局など)
 - (イ) 現金支払い
- ・お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
 - ※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から2月以上遅延し、さらに支払い の催告から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお 支払いいただくことになります。

7 介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)の提供にあたっての留意事項

- (1)利用者は職員に対して、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画に位置付けられた指定介護予防サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2)利用者の要支援認定の有効期間を確認した上で、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3)利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有を図ることで 退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する職員の名前や連絡先を病院等 へ伝えてください。
- (4)単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、 これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を 総合的に支援することによって生活の質の向上を目指します。

- (5)利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援します。
- (6)具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間 を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有します。
- (7)利用者の自立を最大限に引き出すよう支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為 は可能な限り本人が行うよう配慮します。
- (8)サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における 様々 な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該住民に よる自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用します。
- (9)介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとします。
- (10)機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めます。

8 高齢者虐待防止について

- ・事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	社会福祉法人井高野福祉会 特別養護老人ホーム井高野園施設長	長谷川 博
虐待防止に関する担当者	東淀川区北部地域包括支援センター管理者	東田 卓也

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の未然防止、早期発見のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の未然防止、早期発見のための指針を作成します。
- (7) 虐待等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。

9 身体拘束について

- (1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等を行いません。
- (2)緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3)緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等として要件の確認等を慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

- ・ご利用者およびそのご家族に関する秘密の保持について
- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が 策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ただし、指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する居宅 介護支援事業者には、介護予防サービス提供のために必要なご利用者およびご家族に関す る情報を提供します。

- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ・個人情報の保護について
- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、 電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも 第三者への漏洩を防止するものとします。また、指定介護予防支援業務及び介護予防ケア マネジメント業務の一部を委託する居宅介護支援事業者も同等の個人情報の保護を行いま す。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、 開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利 用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必 要な場合は利用者の負担となります。)

11 事故発生時の対応について

当事業所がご利用者に対して行う指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して行った指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む) の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。状況により、一部委託先事業者の加入する保険

が適用される場合があります。

保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険の種類 : 介護保険・社会福祉事業者総合保険

補償の概要:実施事業に関連する事故による対人・対物等についての損害

12 身分証携行義務

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 業務継続計画の策定等

- (1)感染症や災害に係る業務継続計画を策定します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3)感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

14 衛牛管理等

- (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4)介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 指定介護支援業務 (第 1 号介護予防支援事業含む) に関する相談、苦情について

介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)業務に関する相談、苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

苦情又は相談があった場合には、ご利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に対する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対応策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整をおこなうとともに、ご利用者へは必ず対応策を含めた結果報告を行います。

【センターの窓口】	所 在 地 東淀川区井高野2丁目1番59号
東淀川区北部地域包括支援センター	電話番号 6349-5001 77%73番号 6349-5001
	117
担当者(管理者)	受付時間 月~金 9:00~19:00 土・祝日 9:00~17:30
	※年末年始(12月30日~1月3日)を除く
【市町村の窓口】	所 在 地 東淀川区豊新2丁目1番4号
東淀川区保健福祉センター地域保健福祉担当	電話番号 4809-9859 ファックス番号 6327-1920
介護保険業務担当	受付時間 月~金 9:00~17:30
	※祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く
おおさか介護サービス相談センター	所 在 地 大阪市天王寺区東高津町 12-10
	大阪市立社会福祉センター308
	電話番号 6766-3800 ファックス番号 6766-3822
	受付時間 月~金 9:00~17:00
	※祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く
【公的団体の窓口】	所 在 地 大阪市中央区常磐町1-3-8中央大通FNビル
大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号 6949 - 5418 ファックス番号 6949-5417
	受付時間 月~金 9:00~17:00
	※祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く

相談・苦情処理の手順

苦情又は相談があった場合には、ご利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、 状況の聞き取りのための訪問を実施します。事情の確認および苦情に対する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対応策を決めていきます。対応内容に基づき、必要 に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応策を含めた結果報告を行います。

1 介護予防サービス計画の作成について

- ① 事業者は、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア ご利用者の居宅への訪問、ご利用者及びそのご家族に面接によりご利用者のおかれている環境、 立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの選択にあたっては、当該地域にお ける介護予防サービス事業者等に関する情報をご利用者またはそのご家族に提供します。
 - ウ ご利用者に対して介護予防サービス等の内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導また は指示を行いません。
 - エ 事業者は、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの原案が、ご利用者の実状に見合った サービスの提供となるよう、サービスなどの担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② ご利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、ご利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの原案について、介護保険給付の有無、 利用料等のご利用者のサービス選択に資する内容をご利用者またはそのご家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、ご利用者の介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの原案への同意を確認した あと、原案に基づく介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランを作成し、あらためてご利用者 の同意を確認します。
 - イ ご利用者は、事業者が作成した介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの原案への同意が ない場合には、事業者に対して介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの原案の再作成を依 頼することができます。
 - ウ ご利用者は、ケアプランに位置付けるサービス事業者について複数の事業所の情報提供を求める ことができるとともに、ケアプランに位置付けた事業所の選定理由の説明を求めることができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン作成後も、ご利用者またはそのご家族、 さらに介護予防サービス事業者等と継続的に連絡を取り、介護予防サービス計画及び介護予防ケア プランの実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう介護予防サー ビス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランが効果的なものとして提供されるよう、 ご利用者の状態を定期的に評価します。

3 介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの変更について

事業者が介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの変更の必要性を認めた場合、または事業者が介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの変更を、この指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)業務の実施方法等の手順に従って実施します。

4 給付管理について

事業者は、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を 作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定などの協力について

- ① 事業者は、ご利用者の要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、ご利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請をご利用者に代わって行います。